

郵送による複写サービスについてのお願い

臨時休館後に、住宅地図の複写の依頼が多くありました。

依頼内容の多くが、特定の地番について、①最も古いものから〇年ごとに、②〇年から〇年の10年分等であり、地番が特定されていても住居表示の変更があるなどの理由で、年度ごとの冊子を個別に確認しなければ複写箇所が容易に特定できないことも多く、迅速な対応が困難な状況が生じています。

つきましては、住宅地図の複写を希望される場合は、臨時休館終了後に、御来館の上、御自身で複写をしていただきますようお願いいたします。

御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、最新版の住宅地図等については、次のサービスを御利用いただくことができます。

ゼンリン住宅地図プリントサービス

<https://www.zenrin.co.jp/product/category/residentialmap/j-print/index.html>